

日野市国民健康保険被保険者が出産したとき、 出産育児一時金が支給されます。



被保険者が出産したとき 50 万円が支給されます。ただし、他の健康保険から支給される人には日野市国保からは支給されません。申請方法は出産する医療機関等によって異なります。(以下①～③参照)

※ 出産日の翌日から 2 年を過ぎますと支給されません。

※ 国保以外の方は、ご自身が加入している健保組合等にお問合せください。

※ 妊娠 12 週 (85 日) 以上の出産が対象です (死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も含まれます)。

① 出産育児一時金直接支払制度

この制度が利用できる医療機関等では、出産前に被保険者と医療機関で同意書を交わし、日野市から直接出産費用を医療機関等へ支払うため、市役所での手続きはありません。被保険者は出産費用が 50 万円を超えた場合にその差額を医療機関等に支払います。ただし、出産費用が 50 万円未満だった場合は差額を市役所に請求します。

※ 手続き方法等は保険年金課給付係へお問合せください。

② 出産育児一時金受取代理

この制度は、上記①が利用できない医療機関等でお産する場合に、医療機関等の同意を得たうえで利用できます。出産前に日野市に申請いただき (予定日の 2 か月前から申請可)、日野市から、出産した医療機関等へ直接出産費用の一時金 50 万円を支払います。被保険者は出産費用 50 万円を超えた場合に差額だけを医療機関等に支払います。

ただし、出産費用が 50 万円未満だった場合は、事前申請の際に指定していただいた口座に、日野市から差額をお振込みします。

※ 手続き方法等は保険年金課給付係へお問合せください。

③ 出産育児一時金を市役所に直接請求

上記①、②を利用しない場合は、出産後に市役所保険年金課での申請手続きが必要となります。

※ 手続き方法等は保険年金課給付係へお問合せください。



【お問合せ先】

日野市 市民部 保険年金課 給付係

[TEL:042-514-8276](tel:042-514-8276) (直通)

～詳しくは日野市公式ホームページをご覧ください～

